

非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度改正のポイント (贈与税の納税猶予の適用に当たり相続時精算課税の選択を可能とする改正)

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けると、暦年贈与として贈与税が計算されることから、納税猶予取消時の税負担が多額になり躊躇する事例が散見されました。

贈与税の納税猶予に代わる選択肢として、相続時精算課税による贈与が考えられますが、2,500 万円の特別控除額を超える場合には、20%の贈与税の納税が必要であることや、相続時に非上場株式等についての相続税の納税猶予を選択することができないなどのデメリットがあります。

平成 29 年度の税制改正で、相続時精算課税の適用を受けることができる推定相続人が、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けるときに、相続時精算課税を選択すれば、納税猶予取消時の過大な税負担を回避することができるため、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の活用が増加するものと思われます。なお、親族外承継の場合には、相続時精算課税の要件を満たさないため、改正前と同様の取扱いとなります。

この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する非上場株式等に係る贈与税について適用されます。

● 改正後の贈与税の納税猶予と相続時精算課税の比較表

	贈与税の納税猶予		相続時精算課税
	暦年課税	相続時精算課税(改正)	
対象会社 (株式等)	認定贈与承継会社に該当(経済産業大臣による認定が必要※)		要件なし
贈与者の要件	会社の代表権を有していた者など一定の要件を満たす者(親族・年齢要件はない)	会社の代表権を有していた者など一定の要件を満たす者(親族・年齢要件は、右欄に同じ)	贈与年の 1 月 1 日時点で、60 歳以上の父母又は祖父母
受贈者の要件	20 歳以上で代表権を有していることなど一定の要件を満たす者(親族外の者も対象)	20 歳以上で代表権を有していることなど一定の要件を満たす者(親族・年齢要件は右欄に同じ)	贈与年の 1 月 1 日時点で、20 歳以上の推定相続人である子(代襲相続人を含む)又は孫
贈与財産	一定の非上場株式等(贈与する株式数などの要件がある)		贈与する財産の種類・株式数などに制限はない
贈与税の税率	累進税率	20%	20%
納付税額	暦年贈与によって計算した贈与税は全額猶予される	贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額(限度額: 2,500 万円。ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。)を控除した後の金額に、一律 20%の税率を乗じて算出した贈与税は全額猶予される	贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額(限度額: 2,500 万円。ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。)を控除した後の金額に、一律 20%の税率を乗じて算出した贈与税を納付
贈与者の死亡	贈与を受けた時の価額で相続財産に加算され、猶予されている贈与税は免除される		贈与を受けた時の価額で相続財産に加算される
相続税の申告	相続により取得したものとみなし、非上場株式等についての相続税の納税猶予を選択することができる	相続により取得したものとみなし、非上場株式等についての相続税の納税猶予を選択することができる(納税猶予の取消しがあった場合には、右欄に同じ)	納付した贈与税は相続税から控除され、控除しきれない金額は還付されるが、相続税の納税猶予を選択することはできない
手続き	経済産業大臣による認定(※) + 税務署へ贈与税の納税猶予などの申告が必要。また、贈与者の相続開始までの一定の間、定期的に継続届出書などの報告義務がある		贈与を受けた翌年 3 月 15 日までに、「相続時精算課税選択届出書」の提出と贈与税の申告が必要

※平成 29 年 4 月以降は、都道府県が認定申請書及び報告書類の申請窓口となり、経済産業大臣の認定から都道府県知事の認定に変わります。

(担当: 山本 和義)